

横須賀市都市公園の整備・管理の方針 目次

第1章 目的・位置づけ

- 1 背景
- 2 目的
- 3 本方針の位置づけ
- 4 関連計画

第2章 都市公園の現状と課題

- 1 横須賀市都市公園の特徴
 - (1) 横須賀市都市公園の特徴
 - (2) 多様な都市公園の機能
- 2 公園の利用状況
 - (1) 利用状況
 - (2) 公園利用者の声
- 3 公園の整備・改修状況
 - (1) 都市公園全般の整備・改修
 - (2) 公園種別ごとの整備・改修
- 4 公園の維持・管理状況
 - (1) 都市公園全般の維持・管理
 - (2) 公園種別ごとの維持・管理
- 5 公園をとりまく現状
 - (1) 自然条件
 - (2) 社会情勢の変化
 - (3) 関係法令の改正

第3章 基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本方針
- 3 公園ネットワークの考え方
- 4 公園の目指す姿

第4章 横須賀市都市公園の整備の方針

- 1 整備方針
- 2 事業展開プランの検討
- 3 再配置検討の手順

第5章 横須賀市都市公園の管理の方針

- 1 管理の方針
- 2 管理手法

第1章－1 目的

公園は、子どもの遊び場や、市民の憩いの場、潤いのある都市環境の創出等の多くの機能を持ち、市民の生活に大きく寄与しています。本市の都市公園を取り巻く状況は大きく変化し、公園に対する様々な期待が高まっている中で、公園ストックを活かしきれていないなどの課題が見えてきました。今後は、公園の機能を最大限発揮させるべく、戦略的かつ効率的な取り組みが求められています。

本方針は、市民生活の質の向上や都市の発展に貢献することを目的として、これから取り組むべき公園の整備・管理に関する方針を示します。

第1章－2 本方針の位置づけ

- 「横須賀市みどりの基本計画」を上位計画として、その他分野別計画との整合を図ります。
- 目標年度は、「横須賀市みどりの基本計画」に準じて令和7年度（2025年）までとしますが、公園の目指す姿は長期を見越し、具体的な取り組み内容は概ね5年間を想定しています。
- みどりの基本計画の推進施策のうち、都市公園に関する《25》～《29》とあわせ、まちの資源を活かし、都市の新たな魅力を創出する公園整備・管理を進めます。

第2章 都市公園の現状と課題

		現 状	課 題	方針の視点
1 公園 の特徴	(1) 横須賀市 都市公園の特徴	・海と山に囲まれた横須賀ならではの特色ある景観が楽しめる公園が多い ・花により四季を感じることができる公園や歴史・産業遺産を保存・活用した公園がある ・旧軍港の国有地や近郊緑地特別保全地区の買入を活用した公園が多い	・本市ならではの公園資源が多く公園で見られるが、十分に活用できていない ・開花状況により来園者数が左右されるなど繁忙期と閑散期のある公園ではメリハリのある管理運営が求められる	みどりの量の確保から まちのため、地域のために 公園の多機能性を最大限に 引き出す
	(2) 多様な都市公園 の機能	・公園に期待する役割には、遊びや癒しだけでなく、学び・観光・防災など他分野に及んでいる ・公園は市民にとって身近な空間であり、コミュニティの課題の受け皿としても期待されている	・公園が観光拠点、防災拠点等に利用されているが、行政の公園部局は場所の提供にとどまっている	
2 公園 利用 状況	(1) 利用状況	・公園開設時と比べて利用者層も大きく変化している ・指定管理者公園を中心としてコンサートや講座など、様々なイベントが開催されている	・これまでの利用状況から地域により公園に求める機能や施設が異なる ・利用率の低い街区公園がそのままの状態維持管理され続けている	公園づくりの一員として 公園管理者だけでなく 公園利用者や多分野と 連携する
	(2) 公園利用者の声	・市民アンケートでは、本市の自慢できる点として自然環境について最も多く回答されている 自然環境の豊かさを感じられる場に公園も含まれている ・公園利用者アンケートでは、「安心して子どもが遊べる」「居心地の良さ」「管理が行き届き、 景観を楽しめる」など公園に対する期待のご意見が多く寄せられた	・公園利用者と公園管理者それぞれに意見はあるものの、意見のキャッチボールは不十分である	
3 整備 ・改修 状況	(1) 都市公園全般の 整備・改修	・市内には、534か所、計552haの都市公園等が整備されている(令和2年3月末時点) ・「横須賀市公園施設長寿化計画」をもとに計画的に修繕・更新を行っている ・無料の大型遊具のある公園が複数ある（長井海の手公園、くりはま花の国など）	・開設当初は公園種別により園内施設が整備されたが、地域の実情や利用者により、 求められる施設は異なる	公園づくりの一員として 公園管理者だけでなく 公園利用者や多分野と 連携する
	(2) 公園種別ごとの 整備・改修	・街区公園の約7割は、設置から30年経過している ・運動公園等の体育館や観覧場など老朽化した公園施設が多くある ・本市独自の歴史を反映して開設された歴史公園は、いずれも本市の顔となっている ・屋外プールは老朽化が進んでおり、一部廃止が決定している	・街区公園の中には、利用率の低い公園があり、公園資源が活用できていない ・運動公園等では、公園開設以降の用途地域の都市計画変更等により、 建築基準法第48条許可を要するため整備に時間がかかる公園施設がある ・廃止が決定している屋外プールの跡地利用の検討が必要	
4 維持 ・管理 状況	(1) 都市公園全般の 維持・管理	・街区公園であっても近隣公園同等以上の維持・管理を行っている公園がある ・地域が抱える問題や利用調整を目的として独自のルールが存在する公園がある ・ルートミュージアム構想に基づき新たに整備された公園施設があり、適切な管理運営が必要 ・多様なニーズに応えるために公園管理に係る事務作業量が増加傾向にある	・利用状況を踏まえた維持・管理内容の見直しが必要である ・利用者ニーズに応える場づくりが求められている ・公園管理に係る限りある財源や人材の効率的・効果的な活用が求められている ・メリハリのある管理運営が求められる（閑散期の運営、事務作業の見直し 等）	災害が激甚化・頻発化する中、 安心・安全に寄与する 空間を提供する
	(2) 公園種別ごとの 維持・管理	・町内会による清掃活動やボランティアによる公園ガイドや花壇づくりが行われている公園がある ・一部の公園で指定管理者制度を導入している	・町内会や公園ボランティアの高齢化などにより人材が減少傾向にある ・これまでの成果をふまえ、新たな公園管理体制の検討が必要	
5 公園をとりまく 現状	(1) 自然条件	・田浦から大楠山、武山に連なる丘陵部にまとったみどりが存在する ・公園はみどりに囲まれた空間であることから、都市の防災性・安全性を高める機能がある ・土砂災害特別警戒区域等が指定された	・みどりの保全・再生・活用の中での取り組みが求められている ・さらなる防災・減災の取り組みや非常時の体制づくりが求められている ・土砂災害特別警戒区域を含む公園での安全性の確認が求められている	災害が激甚化・頻発化する中、 安心・安全に寄与する 空間を提供する
	(2) 社会情勢の変化	・本市は人口減少傾向にあり、2025年までは75歳以上の人口が増加する見込み ・横須賀市基本構想・基本計画・実施計画に基づき、スポーツによるまちの再興や音楽・ エンターテインメントによるワクワク、楽しくなるまちへの取り組みが進められている ・気候変動などの影響で激甚災害の可能性が高まっている	・人口減少時代にふさわしい公園の整備・管理が求められている ・教育・観光・健康・福祉など多分野と公園の連携が求められている	
	(3) 関係法令の改正	・都市緑地法改正により、立体都市公園制度の活用や社会福祉施設の設置が可能になった	・都市を構成する施設として安全・安心に寄与する場づくりが求められている ・新たな公園利用の可能性を含めた公園の整備・管理が求められている	

第3章－1 基本理念

「人々がつどい 横須賀のまちが輝く 公園づくり」

都市公園は、子供から高齢者まで全世代の人々の日常生活の場であり、時にはハレの場としても活用されています。また、公園は地域活動や子育て、レクリエーションの場としてだけでなく市内外からの観光客の誘致など、潜在的に幅広い機能を有していることから、ますます本市の都市公園に対する期待が高まっています。これを受け、今後は公園施設の計画・設計・工事・管理にとどまらず、健康・福祉・教育・経済・観光・まちづくり・環境など本市の課題に最大限貢献する公園づくりを目指します。

第3章－2 基本方針

本市の課題に最大限貢献する公園づくりを実現するため、3つの基本方針に基づき、都市公園の整備・管理に取り組みます。

基本方針 1

まちづくりの担い手として
公園のあり方・使い方を
考える

生活の質の向上・生産性の
向上に寄与する公園づくりの
方向性

公園が目指す姿

・まちを楽しくする拠点として、周辺施設と連携した管理運営を進める
・コミュニティの課題解決、健康づくり、学びの場の提供など市民活動の受け皿となる

整備・管理の方針と具体的な取組

【整備】①まちづくりと一体となった公園づくり

- ・4大拠点の適切な管理運営・積極的な活用
(追浜公園周辺 / 三笠公園・猿島公園・ヴェルニー公園周辺 / 久里浜1丁目公園・
久里浜1丁目第2公園・くりはま花の国・ペリー公園周辺 / 長井海の手公園・荒崎公園周辺)

②周辺施設と一体となった公園リノベーション

- ・立体都市公園制度等の活用による公園のリニューアル検討

③特徴的な公園づくりの推進

- ・歴史遺産や景観を活かした横須賀らしさの感じられる公園づくり
・豊かな自然を活かした公園づくり
・利用者の声を反映した公園づくり

【管理】①まちの価値を高める公園のエリアマネジメント

- ・指定管理者へのグループ発注方法の見直し検討（街区公園を含めたエリアでの管理）
・廃止予定の屋外プールを有する6公園での跡地活用検討

②幅広い業界からの公園管理への参画

- ・Park-PFI、指定管理者制度などの更なる導入
・公園施設の設置管理許可制度導入の検討

基本方針 2

利用者の声をカタチにして
公園を使いこなす

多様な公園機能を引き出す
工夫・仕組み

公園が目指す姿

・利用者ニーズをキャッチし、従来の公園運営の枠にとらわれず公園のポテンシャルを発揮させる
・新たな技術の活用や公園ごとのカスタマイズにより公園をさらに活用する

整備・管理の方針と具体的な取組

【整備】①地域ニーズに合わせた公園整備

- ・地域ニーズを反映した公園機能の再配置（施設の集約・選択）

【管理】①公園利用者との意見交換の場づくりによる公園のカスタマイズ

- ・公園協議会の設置による利用調整、利用者イベント企画、イベント情報共有、公園利用ルールづくり
・利用団体で構成するグラウンド開放調整委員会の充実
・公園ボランティアの発展

②人々に喜ばれる公園の活用促進

- ・多分野連携によるエンターテインメントの場づくり
・スポーツによるまちづくりの拠点としてふさわしい公園の管理運営

③市民の利便性向上・管理業務の効率化に向けたDXの推進

- ・チャットボットによる公園案内
・公園台帳の活用・整備・維持管理内容のデータ化及びデータ活用方策の検討

基本方針 3

公園と地域の
防災力を高める

都市の安全性の基盤となる
公園の防災性

公園が目指す姿

・平常時における安全対策を強化する
・災害発生時にも公園利用者が安全に避難できる
・地域住民の避難場所としての機能を備える

整備・管理の方針と具体的な取組

【整備】①資源を活かした持続可能な循環型の公園づくり

- ・再生可能エネルギー（太陽光パネル）の導入
・間伐材の公園間利用

②安全・安心の確保

- ・公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の修繕・更新

③避難場所としての整備

- ・広域避難場所となっている公園のバリアフリー化
・災害時に備えた施設整備

【管理】①平常時の安全対策

- ・公園施設の日常点検や公園のパトロール、専門家による定期点検
・日常管理データを活用した安全の確保

②CO₂吸収源としての緑地保全及び気候変動に適応した適切な維持保全

- ・土砂災害特別警戒区域等の指定を踏まえた公園利用の見直し
・斜面緑地の適切な管理
・民間との連携による緑地（都市林等）保全のあり方検討

③防災拠点としての機能維持

- ・防災倉庫の点検
・生活支援物資の供給拠点（物資搬入場所となる公園での対応）検討
・オープンスペースや水場の確保
・防災訓練の実施

第3章－3 公園ネットワークの考え方

公園・緑地が有する多様な機能がより一層発揮されるよう、地域課題に対応することを目的として公園検討のレベルをふまえ、体系的に整備・管理を行います。

(1) 検討単位（エリア）

本市は、市域面積が 10,083ha あることから、課題やテーマごとに検討単位（エリア）使い分け、公園の整備・管理の方針について検討します。

①市域全域

- ・市域を1つの単位とする
- ・特別な機能や施設を有し、市内外からの来園が見込まれる公園について検討する場合



②12 地域

- ・本庁及び各行政センターが所管する10区分のうち、西地区内を3つの中学校区で区切った単位
- ・地域の魅力向上や地域住民の快適性の向上について検討する場合



③小学校区（46 学区）

- ・地域コミュニティの単位にもなっている小学校区を単位とする
- ・周辺住民の日常利用や地域活動における利便性や快適性の向上について検討する場合



(2) 公園検討のレベル

公園の整備・管理の内容を検討するにあたり、3つのレベルで公園の整備・管理について検討します。

市域	○ 市域全域からの利用を想定・市外からの来園 ○ 地域の拠点として、まちを特徴づける公園づくり	➡	拠点となる公園 中でも本市の顔となる公園を「4大拠点」
12 地域	○ 連合町内会活動等の拠点 ○ 拠点公園の補完	➡	サテライト公園
学区	○ 周辺住民の利便性・快適性	➡	街区公園 等

(3) 公園の位置づけ

4つのレベルに分けて位置づけた上で具体的な取組を進めます。

4大拠点 

- 全 10 公園
- ・北部：追浜公園
- ・東部：三笠公園＋猿島公園＋ヴェルニー公園
- ・南部：久里浜 1 丁目公園＋久里浜 1 丁目第 2 公園＋くりはま花の国＋ペリー公園
- ・西部：長井海の手公園＋荒崎公園
- 本市の顔となる公園として適切に維持・必要に応じたリニューアルを検討

拠点となる公園 

- 全 23 公園（県立公園  含む）
- （場所により2つの公園を一体として位置付ける）
- 地域に 1 公園以上
- 指定管理制度など民間事業者との連携を積極的に推進
- 公園が有するポテンシャルを引き出し、地域を特徴づける公園を目指す

サテライト公園 

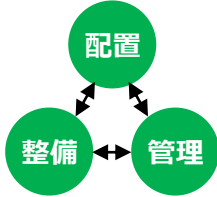
- 全 39 か所
- （場所により2つの公園を一体として位置付ける）
- 地域に 1 公園以上
- その地域において拠点となる公園の衛星的な役割を果たす
- 地域コミュニティの中心地として、地域住民の快適性向上や地域の魅力アップを目指す

街区公園 等

- 街区公園や都市林など
- 地域コミュニティの単位である小学校区を基準に整備・管理を検討
- 周辺住民の日常生活に密着しており、地域の年中行事等でも利用していることが多い
- 周辺住民の利便性や快適性の向上を目指す

取り組みのポイント

- 公園種別にとられない利用者ニーズに応える公園配置
- 公園のレベル（4大拠点・拠点・サテライト・街区他）に合わせた手法による整備
- 公園経営の視点をふまえた公園管理



第3章－4 公園の目指す姿

公園のポテンシャルを発揮できるよう、市内の公園全体で目指すべき姿を共有しながら、公園の整備・管理を行います。

